

平成十七年総務省告示第千二百九十九号（符号分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を改正する新旧対照表 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行																				
<p>一 (略)</p> <p>二 符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局であつて、八二五 MHz を超え八九五 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、五二〇・九 MHz 以下、一、七四九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用するものの送信装置の技術的条件</p> <p>1 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。</p> <p>(1) 八二五 MHz を超え八九五 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、五二〇・九 MHz 以下、一、七四九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の送信装置</p> <p>ア 基地局の送信装置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">周 波 数</th> <th style="text-align: center;">不要発射の強度の許容値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一、〇〇〇 MHz 以上一</td> <td style="text-align: center;">離調周波数が二二・五 MHz 以上の周波数帯に</td> </tr> </tbody> </table>	周 波 数	不要発射の強度の許容値	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	一、〇〇〇 MHz 以上一	離調周波数が二二・五 MHz 以上の周波数帯に	<p>一 (略)</p> <p>二 符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局であつて、八二五 MHz を超え八九五 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、五〇〇・九 MHz 以下、一、七四九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用するものの送信装置の技術的条件</p> <p>1 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。</p> <p>(1) 八二五 MHz を超え八九五 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、五〇〇・九 MHz 以下、一、七四九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の送信装置</p> <p>ア 基地局の送信装置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">周 波 数</th> <th style="text-align: center;">不要発射の強度の許容値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一、〇〇〇 MHz 以上一</td> <td style="text-align: center;">離調周波数が二二・五 MHz 以上の周波数帯に</td> </tr> </tbody> </table>	周 波 数	不要発射の強度の許容値	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	一、〇〇〇 MHz 以上一	離調周波数が二二・五 MHz 以上の周波数帯に
周 波 数	不要発射の強度の許容値																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
一、〇〇〇 MHz 以上一	離調周波数が二二・五 MHz 以上の周波数帯に																				
周 波 数	不要発射の強度の許容値																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
一、〇〇〇 MHz 以上一	離調周波数が二二・五 MHz 以上の周波数帯に																				

二・七五GHz未満(二、八八四・五MHz以上二、九一九・六MHz以下を除く。)	おいて、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)二三デシベル(二、四二七・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え二、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備にあつては、二〇一〇MHz以上二〇二五MHz以下の周波数においては(一)五二デシベル。いずれも、1ミリワットを0デシベルとする。)以下の値
(略)	(略)

イ 陸上移動局の送信装置(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)

離調周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)

二・七五GHz未満(二、八八四・五MHz以上二、九一九・六MHz以下を除く。)	おいて、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)二三デシベル(二、四二七・九MHzを超え一、五〇〇・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え二、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備にあつては、二〇一〇MHz以上二〇二五MHz以下の周波数においては(一)五二デシベル。いずれも、1ミリワットを0デシベルとする。)以下の値
(略)	(略)

イ 陸上移動局の送信装置(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)

離調周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)

<p>一三・五MHz以上(一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。)</p>	(略)
(略)	(略)

ウ (略)

- (2) 一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二三八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの無線局の送信装置

(略)

- (3) (略)

- 2 八一五MHzを超え八九五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次の表に定めるとおりとする。

(表略)

- 3 (略)

- 4 データ伝送速度は、次のとおりとする。

- (1) 拡散符号速度が三・八四メガチップの無線局の送信装置

回線交換方式においては、毎秒六四キロビット以下であること。また、パケット通信方式においては、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては毎秒四四メガビット以下、陸上移動局から基地局へ

<p>一三・五MHz以上(一、四二七・九MHzを超え一、五〇〇・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。)</p>	(略)
(略)	(略)

ウ (略)

- (2) 一、四二七・九MHzを超え一、五〇〇・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二三八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの無線局の送信装置

(略)

- (3) (略)

- 2 八一五MHzを超え八九五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五〇〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次の表に定めるとおりとする。

(表略)

- 3 (略)

- 4 データ伝送速度は、次のとおりとする。

- (1) 拡散符号速度が三・八四メガチップの無線局の送信装置

回線交換方式においては、毎秒六四キロビット以下であること。また、パケット通信方式においては、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては毎秒二二メガビット以下、陸上移動局から基地局へ

送信を行う場合にあつては毎秒二二メガビット以下であること。

- (2) 一、四二七・九 MHz を超え一、五二〇・九 MHz 以下、一、七四九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの無線局の送信装置

(略)

5 (略)

三 (略)

送信を行う場合にあつては毎秒二二メガビット以下であること。

- (2) 一、四二七・九 MHz を超え一、五〇〇・九 MHz 以下、一、七四九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの無線局の送信装置

(略)

5 (略)

三 (略)